

広島市青少年野外活動センター使用料後納申請書

公益財団法人広島市文化財団理事長 様

後納が可能な団体は、学校や地方公共団体等
となっています。

令和__年__月__日付け第__号で使用許可を受けた下記の事項について、使用料の後納の承認を受けたいので次のとおり申請します。

記

(注) 太枠内のみご記入ください。

令和 8 年 4 月 20 日

申請学校 団体名	野活小学校		
申請学校・団体の 所在地	広島県広島市安佐北区安佐町小河内 5 1 3 5 TEL (082) 835-1444		
申請者名	牛頭 太郎	TEL (082) 835-1444	
使用期間	令和 8 年 6 月 1 8 日 10時から令和 8 年 6 月 2 0 日 15時まで		
使用目的	第5学年 野外活動の実施		納付期限を遵守してください。
後納申請理由	参加費徴収の学校事務手続きと現金所持の危険回避のため		
後納の額	請求書のとおり	納付期限	退所日から起算して10日以内

利用日の遅くとも1か月前までに提出してください。

納付期限を遵守してください。

後納審査基準

- 1 国、地方公共団体若しくは地方公社、又はこれらに準ずる者が使用するとき。
- 2 公職選挙法に基づき、公職の候補者が公費負担で個人演説会を開催するとき。ただし、候補者自ら負担するものは前納とする。
- 3 使用当日、使用者の責めに帰することができない理由により、やむを得ず使用人数等の変更をしたことにより、緊急に使用料の納付を行う必要が生じたとき。

注意事項

- 1 後納の方法は指定口座への銀行振込とする。
- 2 銀行への振込手数料は団体負担とする。
- 3 複数の口座への振込となる場合もある。その場合においても振込手数料は団体負担とする。
- 4 納付期限を遵守すること。

後納が可能かどうか、基準を確認してください。
学校は後納審査基準 1 に該当します。

◎以下の欄には記入しないでください。

<提出書類>

- 使用料後納申請書

上記後納申請理由を確認しました。.....印

上記のことについて、広島市青少年野外活動センター設置規則第7条第2項ただし書きの規定により、使用料を後納としてよいでしょうか。

係	主任	所長	後納決定番号 第 号
			後納承認年月日 令和 年 月 日
			振込年月日 令和 年 月 日